

○飯塚市平成30年7月豪雨災害援護資金貸付要綱

平成30年8月2日

飯塚市告示第210号

(趣旨)

第1条 この告示は、平成30年7月5日から同月6日にかけての集中豪雨による災害に被災した世帯の住家及び家財の復旧に充てるため災害援護資金の貸付けを行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸付けの対象)

第2条 市長は、市長が定める被害を受けた世帯の市内に住所を有する世帯主(以下「世帯主」という。)に対し、その住家及び家財の復旧又は被害の状況等を考慮し市長が別に定める復旧に充てるため、この告示による災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを行うものとする。

2 資金の貸付けの対象となる世帯は、飯塚市災害弔慰金の支給等に関する条例(平成18年飯塚市条例第120号)第12条の規定による災害援護資金を所得制限等のために借り受けることができない世帯とする。

(貸付けの限度等)

第3条 資金の一世帯当たりの貸付限度額は、150万円とする。

2 資金の償還期間は、10年(年賦均等償還)とし、そのうち3年間は据置期間とする。

(利率)

第4条 資金は、据置期間は無利子とし、据置期間経過後は、年0.5パーセントとする。ただし、次に掲げるものは、据置期間経過後も無利子とする。

- (1) 平成29年中の世帯主の所得が、市民税所得割の課税されない収入である世帯
- (2) 世帯主が失業の認定を受けていることを、借入申込みのときに雇用保険受給資格証等により確認できる世帯
- (3) 世帯主の所得が、転職等により前年に比して減少し、平成30年中の所得見込みが市民税所得割の課税されない収入と同等と認められる世帯

(借入申込書の提出)

第5条 資金の貸付けを受けようとする者は、借入申込書を市長に提出しなければならない。

(連帯保証人)

第6条 資金の貸付けを受けようとする者は、連帯して債務を負担する連帯保証人を1人立てなければならない。

(一時償還)

第7条 市長は、資金の貸付けを受けた者が、偽りその他不正な手段により貸付けを受けたとき、又は償還金の支払いを怠ったときは、第3条第2項の規定にかかわらず、資金の全部又は一部の一時償還を請求することができる。

(違約金)

第8条 市長は、資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金又は前条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかったときは、延滞元利金額につき、年10.75%の割合をもって、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。ただし、当該支払期日に支払わないことにつき、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

(償還の支払猶予)

第9条 市長は、災害、盜難、疾病、負傷その他やむを得ない理由により、資金の貸付けを受けた者が、支払期日までに償還金を支払うことが著しく困難になったと認められるときは、第3条第2項の規定にかかわらず、償還金の支払を猶予することができる。

(償還免除)

第10条 市長は、資金の貸付けを受けた者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障がいを受けたため、資金を償還することができなくなったと認められるときは、当該資金の償還未済額の全部又は一部を免除することができる。ただし、連帯保証人が償還未済額を償還すると認められる場合は、この限りでない。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成30年7月26日から適用する。